

引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途について

消費税(国・地方)の引き上げに伴い、引き上げ分の地方消費税交付金についてはその使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

(平成26年4月:5%から8%、令和元年10月:8%から10%)

川場村の令和3年度決算における充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 86,626 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 584,273 千円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	村債	その他	地方消費税交付金	その他
社会福祉	社会福祉事業	92,808	56,261		1,181	11,241	24,125
	老人福祉事業	32,552	387			10,224	21,941
	児童福祉事業	236,542	178,539		5,806	16,591	35,606
社会保険	国民健康保険事業	31,359	17,958			4,260	9,141
	介護保険事業	59,392	2,320		1,595	17,634	37,843
	後期高齢者医療保険事業	76,268	7,080			21,992	47,196
保健衛生	保健衛生事業	55,352	35,617		4,998	4,684	10,053
合計		584,273	298,162		13,580	86,626	185,905

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。